

Information 健康福祉課

## 介護保険料および後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収開始

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および原子力災害により避難指示などが出された区域のうち、旧緊急時避難準備区域および平成26年12月31日までに解除された避難指示解除準備区域に居住していた方で、一定所得以下の個人または世帯は令和5年度における国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料について、本来の賦課額の2分の1を納めていただくこととなります。

介護保険料については、介護保険法第135条より、原則、年金からの天引きとなる特別徴収を開始いたします。介護保険料の対象者は、令和5年4月1日時点で広野町に住居票のある65歳以上の第一号被保険者の方で、年金（老齢年金・退職年金、遺族年金および障害年金）の年額18万円以上を受給されている方となります。

後期高齢者医療保険料については、75歳以上または一定の障がいを持つ65歳以上の方で、年金の受給額が年額18万円以上かつ介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超えない方が対象となります。

年金からの特別徴収は、令和5年10月支給の年金から開始されます。

なお、これらに該当しない場合は普通徴収となります。支払い方法は納付書または口座振替となりますが、納め忘れの無いよう**口座振替をご活用ください**。

保険料や納期などについては、令和5年7月以降に送付しております「保険料納入通知書」でご確認ください。

特別徴収と普通徴収		
	対象者	納付方法
特別徴収	●老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金を年額18万円以上受給されている方 *手続きは必要ありません	受給されている年金から自動徴収されます。
	●年金を受給されていない方 ●年金の受給額が年額18万円未満の方 ●特別徴収の要件を満たしていても、以下の条件に該当する方 1. 令和5年4月1日以降に65歳になられた場合(介護保険料) 2. 令和5年4月1日以降に75歳到達または、65歳以上で一定の障がいをお持ちの場合(後期高齢者医療保険料) 3. 他の市町村から広野町へ転入された場合 4. 年度の途中で所得段階の区分が変更となった場合 5. 年金の再裁定などにより年金の種類や金額が変更された場合(特別徴収が継続される場合もあります。) 6. 年金の支払いが停止(一部停止)になった場合	納付書でのお支払いまたは口座振替となります。  口座振替取り扱い金融機関については下記の通りです。  ・あぶくま信用金庫 ・ゆうちょ銀行 ・東邦銀行 ・福島さくら農業協同組合
普通徴収		

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

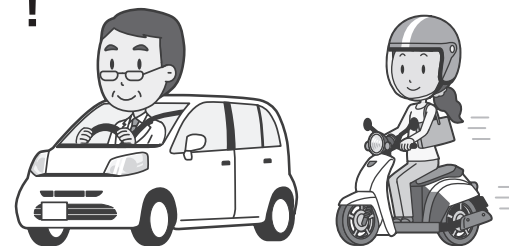
Information 国土交通省東北運輸局福島運輸支局

## 乗るなら確認「自賠責」お忘れなく！

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和4年の事故発生件数は約30万件、死傷者数は約36万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイクなど1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。



一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

問 国土交通省東北運輸局福島運輸支局 輸送・監査部門 ☎024-546-0345

Information 健康福祉課

## 原子力災害被災地域における医療・介護保険料など減免措置に係る令和5年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険などの一部負担金や保険料（税）の免除措置について、一定以上所得者を除き継続されています。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に閣議決定された「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととされています。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日付け通知に基づき、令和5年度以降の取扱いは右記のとおりとなります。

■平成23年3月11日時点で広野町に住居票があった方（または世帯）（※）

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域  
・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**保険料(税)**  
令和4年度まで・・・全額減免  
令和5年度・・・1/2減免  
令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の**一部負担金(利用者負担)**  
令和7年3月末まで・・・免除継続  
令和7年4月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難指示などが解除された地域に住居票があった方は、減免措置の終了時期が上記以降となります。詳しくは、平成23年3月11日時点で住居票のあった自治体へお問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 総務課

## 行政相談所を開設します

### 行政相談とは？

行政相談とは、役所（国、県および市町村）や特殊法人などの仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、分からないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、行政機関とは異なる立場から解決を手伝い、行政の制度や運営の改善を促すものです。

受付窓口としては、総務大臣が住民の信頼の厚い方へ委嘱した「行政相談委員」があります。行政相談委員は、各市町村に1人以上配置されており、地域の身近な相談窓口として活躍しています。誰でも**無料**で相談でき、**秘密**は**固く**守られますので、ぜひご相談ください。

### 秋の行政相談所の開設

総務省において、10月16日（月）から22日（日）までを「行政相談週間」と定めています。広野町では、行政相談委員が自宅などで相談に応じるほか、次の日程で「行政相談所」を開設します。町民の皆さんが行政に対して抱えている悩み事をお話してください。

- 日時 令和5年10月20日（金）
- 時間 午前10時～午後3時
- 場所 広野町公民館1階 研修室2

### 広野町担当行政相談委員

中津 由美さん  
☎090-5357-2396



### 行政相談の流れ

#### 1. 相談の受付

相談者が行政相談委員に対して、役所などに関する困り事や悩み事を相談する。

#### 2. 関係機関への事実確認

行政相談委員は、各相談事の内容に応じて関係機関へ連絡を行い、改善をするよう働きかける。

#### 3. 関係機関からの回答

関係機関は、各相談事の対応結果について、行政相談委員へ連絡を行う。

※内容により対応が難しい場合もありますので、ご了承ください。

問 広野町 総務課 ☎0240-27-2111